

# 文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱実施細目

平成26年3月20日

25文都指第10078号

(趣旨)

第1条 この実施細目は、文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱（25文都指第10065号。以下「要綱」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細目において使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(事前協議の手続等)

第3条 要綱第5条第1項に規定する事前協議書に添付する書類及び同条第3項に規定する協力書に添付する書類は、次のとおりとし、正本及び副本を区長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 敷地求積図
- (3) 土地利用計画図（配置図）
- (4) 各階平面図、立面図及び断面図
- (5) 植栽する樹木の計画について確認できる図面
- (6) 管理運営関係書類
- (7) その他区長が必要があると認めるもの

2 要綱第5条第2項に規定する協力書の締結時期は、要綱第7条第4項に規定する報告書の提出後とする。ただし、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例施行規則（昭和53年12月文京区規則第45号）第5条第1項各号に規定する手続のいずれか（2以上の手続きを行う場合は、最初の手続）を行う必要がある場合は、その手続を行う前とする。

(標識の設置場所)

第4条 要綱第6条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は、葬祭場等の敷地の道路に接する部分（建築敷地が2以上の道路に接するときは、そのそれぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置するものとする。

(標識の設置方法等)

第5条 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように維持管理しなければ

ばならない。

(標識の記載事項の変更)

第6条 葬祭場等の設置に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該事項を訂正し、標識変更届(別記様式)を区長に提出するものとする。

(隣地境界線から葬祭場の外壁までの距離の特例)

第7条 要綱第8条第3項に規定する別に定める空地とは、既存寺院等の同一敷地内の面積に2分の1(既存寺院等の同一敷地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域に該当する場合は、10分の3)を乗じて得た面積を有する空地とする。

付 則

この実施細目は、平成26年4月1日から施行する。